

石 金 造

ISHIZUCHI

1

共済だより

平成25年(2013)

Vol.272



大川嶺の霧水(久万高原町提供)

年頭のごあいさつ	2
新組合会議員の紹介	3
被用者年金の制度の一元化について	4
平成24年度上半期の短期経理の現況	6
平成23年度医療費の3要素の 全国との比較	6
短期給付に係る附加給付の 見直しについて	7
平成24年度共済事業に関する 懇談会開催	8
平成23年度特定健康診査及び 特定保健指導の実施状況について	13
入学・修学貸付のご案内	14
共済貯金の利息に「復興特別所得税」が 課税されます。／他	14
簡単・便利・低利な物資事業を ご利用ください。／他	15

CONTENTS

愛媛県市町村職員共済組合
<http://www.ehime-kyosai.jp/>

年頭のごあいさつ



理事長

高須賀 功

新年あけましておめでとうございます。組合員の皆様には、ご家族お揃いでお健やかな平成25年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、本組合の事業運営に関しまして、平素より多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

私は、昨年12月3日の任期満了に伴う役員選挙において再度理事長にご推挙をいただき、引き続きその重責を担うこととなりました。

今日の共済組合を取り巻く極めて厳しい情勢の中、その使命の重大さを痛感し、組合員、ご家族の皆様のための福祉の向上、共済組合制度の充実発展のため、新たな決意をもって諸課題に取り組む所存であります。

さて、少子・高齢社会の急速な進展や国、地方財政の悪化等、社会経済情勢の大きな変動の中で、地方公務員及

び共済組合制度を取り巻く環境は、官民均衡を背景に厳しさを増しております。

公的年金制度につきましては、「社会保障と税の一体改革」関連法案として国会に提出されておりました「被用者年金一元化法案」が、昨年8月10日可決・成立いたしました。

これにより、公務員も平成27年10月から民間サラリーマンと同じ厚生年金に加入することとなり、また、保険料も平成30年から厚生年金の保険料と統一することとなります。

また、公務員の特殊性を踏まえた職域加算を廃止し、民間の企業年金に相当する「新たな年金制度」を設けることにつきましても、人事院の調査結果を踏まえて、政府の有識者会議が昨年7月にまとめた報告書に基づき、退職手当を15%減額する法案とともに、昨年11月2日に臨時国会に提出され、同月

16日に可決・成立いたしました。

今後、平成27年10月に向けた本格的な準備作業が進められることとなります。

一方、医療保険制度につきましては、厚生労働省の「高齢者医療制度改革会議」において、後期高齢者医療制度を廃止し、新たな高齢者医療制度の「最終とりまとめ」がなされておりますが、未だ国会への法案提出はなされておりません。

また、協会けんぽの財政問題を契機に講じられた後期高齢者医療に対する支援金の3年間の特例措置は、今年度末で期限を迎えますが、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会医療保険部会は、更に2年間延長する方向であります。

これら制度の維持を高めるための年金や高齢者医療制度改革につきましては、先の3党合意では社会保障制度改革国民会議で検討し、結論を得ることとされており、今後の動向を注視していく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、昨今の組合員数の大幅な減少に加え、給料や期末手当等の減額により掛金・負担金収入が減収する厳しい財政状況の中、共済組合制度にとって、極めて重要な制度改革の局面を迎えようとしておりますので、役員力を合わせて努力を尽くしてまいります。

本年も組合事業の円滑な運営のた

め、皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。最後に、皆様方の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

謹賀新年



- | | | |
|--------|-------|------------------------------------|
| 理事長 | 高須賀 功 | (東温市) |
| 理事 | 稲本 隆壽 | (内子町) |
| 〃 | 大城 一郎 | (八幡浜市) |
| 〃 | 村上 一郎 | (大洲市) |
| 〃 | 池田 正司 | (松山市) |
| 〃 | 清家 新生 | (宇和島市) |
| 〃 | 石川 勝行 | (新居浜市) |
| 〃 | 青野 勝 | (西条市) |
| 〃 | 清水 裕 | (大洲市) |
| 〃 | 志賀 仁士 | (今治市) |
| 〃 | 和田 雅志 | (久万高原町) |
| 〃 | 二宮 洋之 | (鬼北町) |
| 〃 | 甲岡 秀文 | (鬼北町) |
| 〃 | 武田誠一郎 | (今治市) |
| 〃 | 原田 満範 | (<small>松山大学
経営学部教授</small>) |
| 学識経験監事 | 山内 定樹 | |
| 事務局長 | | |

外職員一同

新組合会議員と 役員のご紹介

理事長に

高須賀 功氏選出

平成24年11月21日に実施した任期満了に伴う組合会議員選挙において、市町村長である議員7人、市町村長以外の組合員である議員7人の計14人の組合会議員が選出されました。

また、12月3日に開催した職員側議員協議会、市町村長議員協議会、理事打合せ会及び第182回組合会において役員選挙を実施し、理事長、理事及び監事を選出しました。

組合会議員の皆さんには、平成24年12月1日から平成26年11月30日までの2年間、共済組合の運営を担っていただくこととなります。

※24年12月号でお知らせしました、市町村長である議員(第1選挙区)の補欠選挙は、12月14日、えひめ共済会館にて執り行われ、青野勝西条市長が当選されました。

市町村長側

組合会議員・役員



理事長

高須賀 功
(東温市長)
第2区



理事長職務代理者

稲本 隆壽
(内子町長)
第2区



理事

大城 一郎
(八幡浜市長)
第3区



監事

甲岡 秀文
(鬼北町長)
第3区



議員

石川 勝行
(新居浜市長)
第1区



議員

青野 勝
(西条市長)
第1区



議員

清水 裕
(大洲市長)
第2区

職員側

組合会議員・役員



理事

村上 一郎
(大洲市建設部都市整備課)
第2区



理事

清家 新生
(宇和島市総務課)
第3区



理事

池田 正司
(松山市下水道部河川水路課)
第2区



議員

志賀 仁士
(今治市水道部水道サービス課)
第1区



監事

武田 誠一郎
(今治市環境衛生部環境政策課)
第1区



議員

二宮 洋之
(鬼北町水道課)
第3区



議員

和田 雅志
(久万高原町総務課)
第2区

【平成27年10月から】

被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等を行う主体として、厚生労働大臣に加え、共済組合等が規定されています。

なお、現在は給付額の算定基準として「手当率制」を採用していますが、平成27年10月からは厚生年金が採用している「標準報酬制」に移行されます。また、短期(医療)・長期(年金)・福祉の3事業一体による効率的な事務処理という観点から、短期・福祉事業についても「標準報酬制」に移行されます。

- ※手当率制・・・給料月額に共済法で定められた手当率(一般組合員1.25、特別職1.00)を乗じたものを給付額の算定基準とするものです。
- ※標準報酬制・・・4月～6月の報酬(手当を含む。)の平均額を標準報酬の等級に当てはめて標準報酬を決定し、これを給付額の算定基準とするものです。

5 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。

【平成27年10月から】

公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止されます。廃止後の新たな年金については、次号でお知らせします。なお、施行日前に共済年金の受給権を有する者については、従来どおり職域部分を支給することになります。

6 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引き下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

【公布(平成24年8月22日)から1年を超えない範囲内で政令で定める日から】

【共済年金と厚生年金の制度的な差異】

	厚生年金	共済年金
① 被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし(私学共済除く。)
② 未支給年金の給付範囲	○死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹 (注:年金機能強化法により、甥姪など3親等内の親族にも拡大)	○遺族(死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母)、又は遺族がいなくときは相続人
③ 老齢給付の在職支給停止	○老齢厚生年金受給者が厚生年金被保険者となった場合 ・65歳までは(賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ・65歳以降は(賃金+年金)が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ○老齢厚生年金受給者が共済組合員となった場合 年金の支給停止なし。	○退職共済年金受給者が共済組合員となった場合(賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止。 ※私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚生年金と同様の方式。 ○退職共済年金受給者が厚生年金被保険者となった場合(賃金+年金)が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。
④ 障害給付の支給要件	○初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要(保険料納付要件あり。)	○保険料納付要件なし。
⑤ 遺族年金の転給	○先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない。 (例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる。)	○先順位者が失権した場合、次順位者に支給される。 (例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される。)

被用者年金制度の一元化について

平成27年10月 共済年金と厚生年金が一元化

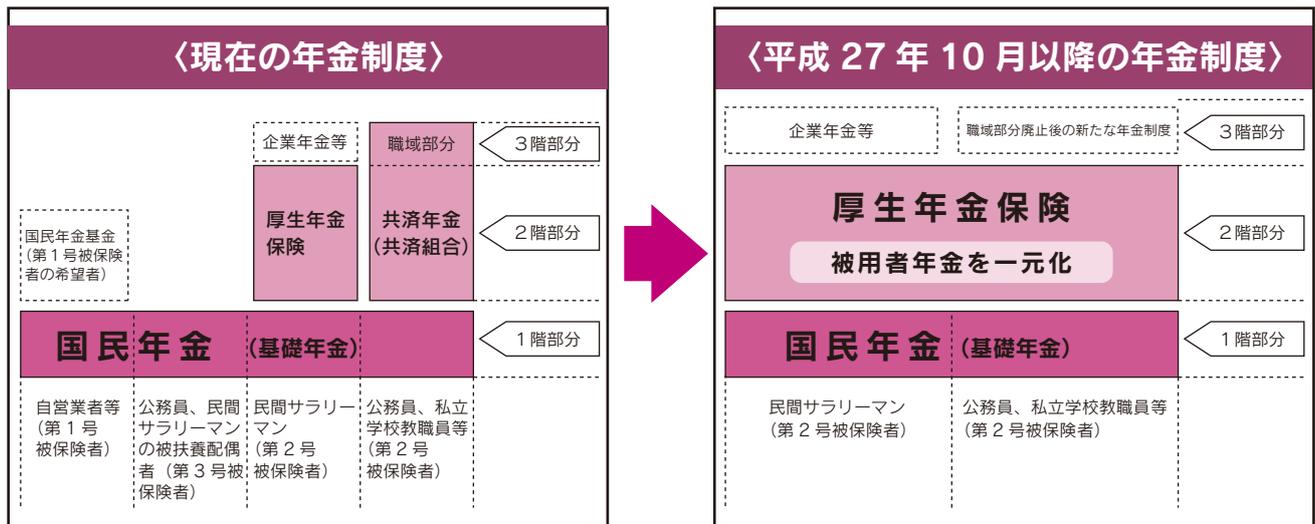
組合員の皆さんが加入している共済年金制度を民間サラリーマンが加入する厚生年金制度に統合することとした「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が平成24年8月10日に成立し、8月22日に公布されました。その法律の概要についてお知らせします。

主な改正項目

1 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。

【平成27年10月から】

現在、民間企業に勤めている人は厚生年金に加入し、公務員や私学教職員は共済組合に加入していますが、公務員等も厚生年金に加入することになります。また、下図の2階部分の年金は、厚生年金に統一されることになります。(2階部分の算定方式は現在も同じです。)



2 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。

【平成27年10月から】

共済年金と厚生年金の制度的な差異は、右表のとおり基本的に厚生年金に揃えることで解消することになります。

3 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。

【平成27年10月から】

保険料率は、現在も毎年0.354%ずつ引き上げていますが、この引き上げスケジュールを法律に位置付け、公務員は平成30年に18.3%で統一します。ただし、職域部分(3階部分)が廃止されるため、職域部分も含めた保険料率が1・2階給付のみにかかるものとなり、保険料率の実質の引き上げとなります。

4 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計に取りまとめて計上する。

〔平成24年度〕 上半期の医療費の状況

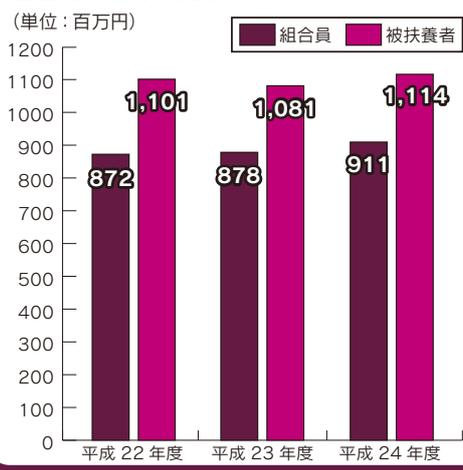
組合員 入院医療費が大幅増

組合員の上半期の医療費は、入院に係る医療費が前年度より約4800万円（18.42%）大幅に増加したことに伴い、前年度より約3300万円（3.76%）増加し、2年連続の増加となっています。

被扶養者 入院医療費が大幅増

被扶養者の上半期の医療費は、入院に係る医療費が前年度より約3300万円（9.27%）増加したことに伴い、前年度より約3300万円（3.05%）増加し、過去10年間で最も高くなっています。

■上半期の医療費



全国との比較

医療費の3要素・1人当たり医療費・平均給料月額・短期財源率の状況

平成23年度の組合員医療費及び平成24年度の財源率の状況についてお知らせします。

医療費の三要素である「受診率」、「1件当たり日数」、「1日当たり金額」のうち、「1件当たり日数」については前年度より0.05日減少し、「受診率」は前年度より0.96%増加しましたが、いずれも全国平均よりやや低い値で推移しています。「1日当たり金額」については前年度より96円増加し6,657円(13位)と全国平均より高い状態が続いています。

「組合員1人当たり金額」は、10万7,607円(30位)となり、平成15年度から9年連続で全国平均(11万525円)を下回っています。

「平均給料月額」は、前年度より66円減少し32万2,430円(31位)で、全国平均(32万5,926円)より3,496円低い金額となっています。

「短期財源率」は、118.8% (20位)で、前年度より3%低くなったものの、全国平均(116.07%)より2.73%高くなっています。



■短期財源率・平均給料月額の他県との比較

短期財源率 (平成24年度 対給料 単位:%) (期末手当を除く)		平均給料月額 (平成24年3月末現在 単位:円)	
1 沖縄	135.50	1 大分	337,248
2 鹿児島	132.20	2 広島	335,015
3 佐賀	131.30	3 福島	333,087
4 奈良	130.90	4 兵庫	333,067
5 熊本	128.10	5 長崎	332,213
6 大分	127.10	6 鹿児島	332,209
7 島根	124.40	7 山形	331,810
8 岡山	123.90	8 栃木	331,064
9 高知	123.80	9 千葉	330,914
10 和歌山	122.50	10 神奈川	330,846
平均	116.07	平均	325,926

■組合員の診療諸率の他県との比較

受診率 (平成23年度 単位:%) (1ヶ月100人当たり受診件数)		1件当たり日数 (平成23年度 単位:日)		1日当たり金額 (平成23年度 単位:円)		1人当たり金額(年額) (平成23年度 単位:円) (業前を含む)	
1 大阪	76.22	1 大阪	2.02	1 北海道	7,707	1 奈良	129,198
2 奈良	74.35	2 佐賀	1.94	2 大分	7,085	2 佐賀	123,273
3 徳島	73.61	3 福岡	1.94	3 沖縄	7,077	3 北海道	121,113
4 和歌山	72.26	4 埼玉	1.87	4 島根	6,826	4 大阪	120,447
5 東京	72.22	5 和歌山	1.85	5 石川	6,801	5 宮城	118,853
6 三重	71.93	6 大分	1.85	6 岩手	6,787	6 秋田	117,893
7 宮城	71.64	7 奈良	1.85	7 福井	6,785	7 大分	117,826
8 栃木	71.43	8 富山	1.83	8 奈良	6,752	8 青森	117,591
9 福島	69.97	9 香川	1.83	9 岡山	6,721	9 香川	116,547
10 埼玉	69.88	10 青森	1.83	10 秋田	6,710	10 広島	116,533
平均	67.45	平均	1.78	平均	6,216	平均	110,525

20 愛媛 118.80 31 愛媛 322,430

29 愛媛 65.87 32 愛媛 1.73

13 愛媛 6,657 30 愛媛 107,607

38 愛知	109.00	38 滋賀	318,408
39 長野	108.00	39 京都	317,887
40 新潟	106.60	40 福井	317,096
41 群馬	105.00	41 高知	317,016
42 石川	105.00	42 富山	316,755
43 福井	104.50	43 宮城	316,058
44 栃木	102.90	44 沖縄	315,493
45 千葉	102.50	45 岐阜	313,393
46 山形	98.60	46 愛知	312,922
47 富山	91.20	47 石川	308,891

38 鹿児島	63.82	38 三重	1.69
39 滋賀	63.64	39 岩手	1.69
40 静岡	63.58	40 秋田	1.69
41 山梨	62.45	41 長野	1.68
42 大分	62.38	42 静岡	1.68
43 福井	61.77	43 山形	1.65
44 長野	60.98	44 島根	1.63
45 島根	60.92	45 新潟	1.63
46 石川	60.36	46 鳥取	1.61
47 北海道	59.77	47 福島	1.61

38 福井	103,573
39 島根	102,130
40 山形	101,524
41 新潟	101,376
42 山梨	101,093
43 岐阜	100,844
44 群馬	99,627
45 鳥取	97,639
46 静岡	96,725
47 長野	94,645

短期給付に係る附加給付の見直しについて

短期給付には、法律で給付の種類や内容などを定める「法定給付」と共済組合が財政事情などを勘案して定款で定め、法定給付に附加して支給する「附加給付」があります。

現在、共済組合では一部負担金払戻金等の基礎控除額を一律に定めていますが、健康保険組合においては、財政が逼迫していることから、法定給付における所得区分にならい、比較的所得の高い者に応分の負担を求める仕組みとするなど、附加給付水準を引き下げている状況にあるため、健康保険組合と均衡を図ることとして、総務省から次のとおり見直し案が示されました。

〈附加給付に係る具体的見直し案〉

○一部負担金払戻金、家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金

〔現 行〕	基礎控除額	25,000円(50,000円)
〔見直し案〕	上位所得者の基礎控除額	50,000円(100,000円)
	上位所得者以外の基礎控除額	25,000円(50,000円)

※一部負担金払戻金等とは、附加給付として支給される、医療費の自己負担額の払戻金
 ※上位所得者とは、給料月額424,000円以上(特別職は53万円以上)の組合員
 ※()内の額は高額療養費が世帯合算に該当する場合の基礎控除額



○災害見舞金附加金

〔現 行〕	災害見舞金が支給される場合	災害見舞金支給額の10分の6を支給
	災害見舞金が支給されず、住宅又は家財の5分の1以上が焼失等した場合	給料の0.5カ月分×1.25 (特別職は1)を支給
〔見直し案〕	廃止	

この見直し案につきましては、昨年8月以降、組合会議員の皆様にご協議をお願いし、昨年11月2日開催の議員協議会で次のとおり取りまとめをいただいております。平成25年度の予算策定において、更に協議することとしております。

なお、(財)愛媛県市町村職員互助会では、会員の掛金を財源とする共済事業(医療補助金)を実施しておりますが、今回の共済組合の見直しに対応するため、当該事業について協議を行っております。

共 済 組 合 検 討 状 況

- ① 上位所得者に係る一部負担金払戻金等の基礎控除額を、現在の25,000円から50,000円に平成25年度と平成26年度の2回に分けて引き上げることとし、引上げ額等については、今後検討する。
- ② 災害見舞金附加金は、全国市町村職員共済組合連合会が実施する災害給付資金の交付対象から除くこととして関係規程の改正が予定されているので、その状況を踏まえ検討する。

〈参考〉

一部負担金払戻金等の
計算例

総医療費が60万円(自己負担3割の場合)

(単位：円)

所得区分	自己負担額 (ア)	自己負担限度額 (イ)	高額療養費 (ア)-(イ)	一部負担金払戻金等 (イ)-基礎控除額
一 般	180,000	83,430	96,570	58,400
上 位	180,000	151,000	29,000	126,000

自己負担限度額算定式

一般 80,100円+(医療費-267,000円)×1%

上位 150,000円+(医療費-500,000円)×1%

見直し後

101,000

平成24年度共済事業に関する懇談会開催会場一覧表

開催日	開催地 (選挙区)	出席議員	開催場所	参加人数
7月9日 (月)	今治市 (第1区)	志賀 仁士 武田 誠一郎	今治市市民会館 2階「大会議室」	26名
7月10日 (火)	西条市 (第1区)	〃	西条市役所 5階「大会議室」	31名
8月22日 (水)	内子町 (第2区)	池田 正司 村上 一郎 上石 富一	内子町町民会館 2階「研修視聴覚室」	13名
8月23日 (木)	伊予市 (第2区)	〃	伊予市市民会館 4階「第6会議室」	24名
9月4日 (火)	西予市 (第3区)	三好 要 清家 新生	西予市役所 5階「大会議室」	20名
9月7日 (金)	伊方町 (第3区)	〃	伊方町役場 3階「会議室」	30名
合 計				144名

144名参加

平成24年度 共済事業に関する懇談会 — 県内6箇所で開催 —

組合員の皆さまから各事業について広くご意見・ご要望をお伺いするため、昨年度から実施の「共済事業に関する懇談会」を本年度は、左表のとおり開催いたしました。開催に当たりご協力をいただきました組合員の皆さま、また開催市役所及び町役場の共済担当課の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

今懇談会で出されましたご意見・ご要望につきましては、9月18日開催の職員側議員協議会においてご協議をいただき、11月2日開催の議員協議会でご報告し、最終とりまとめをいたしました。今後、25年度事業計画及び予算に措置する事項につきまして、更にご検討・ご協議をお願いすることとなります。

主なご意見等及び本組合の回答は、次のとおりです。なお、紙面の都合上ご紹介できなかつたご意見等は、本組合ホームページに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

総則事項

Q 平成24年10月から組合員証がカード化されるが、表示項目、有効期限について教えていただきたい。

A 紙様式の組合員証で印字されています住所及び有効期限を除いた項目について表示することとしております。

なお、住所につきましては、組合員証の裏面に住所記入欄がありますのでボールペン等で記入してから、使用してください。

組合員証の有効期限につきましては、任意継続組合員証など一部有効期限の設定が必要な組合員証を除き、他の共済組合及び全国健康保険協会等の取扱いと同様に記載しないこととしております。紛失等されないよう、特に、低年齢の子供さんの証の保管には、ご注意くださいますようお願いいたします。

Q 組合員証のカード化により、紛失件数が増加することが懸念されるが、組合員証の再発行については迅速に対応いただきたい。また組合員証を紛失した場合に、その後の使用を止めることができるのか、お伺いしたい。

A 組合員証の再交付につきましては、所属所の共済事務担当課(係)を経由して本組合に「組合員証等再交付申請書」を提出していただければ、速やかに再交付します。

紛失された組合員証につきましては、本組合で使用を止めることはできません。万が一盗難や自宅外で紛失された場合は、拾得者等による不正使用も考えられますので、トラブルを回避するためにも必ず最寄りの警察署に届けさせていただきますようお願いいたします。



今治市



短期給付関係

Q 共済組合が実施している「医療費通知」については、随時ホームページ上で履歴が閲覧できるようにするなど、経費削減、事務処理の効率化を図るべきではないでしょうか。

A 「医療費通知」については、現在、年2回実施しています。これに係る費用は、全国連合会から提供を受けているシステムを使用していますので、用紙代程度の少額の費用となります。

Q この「医療費通知」事業は、組合員の皆さまに医療費に対する「コスト意識と適正受診の理解を深めていただくために必要な事業と考えており、ホームページ上で随時閲覧できるようにすることは、システム開発に係る費用が新たに必要となること、また、個人データの安全性の観点からも難しいと考えています。

Q 傷病手当金の制度拡充に向けた取り組みをお願いしたい。

A 傷病手当金は、組合員が公務員に引かない病気や負傷による療養のために引き続き勤務に服することができない場合に、勤務に服することができなくなった日以後3日を経過

した日から支給されます。

支給期間は、支給開始日から通算して1年の月間とされており、支給額については、給料や年金が支給される場合に支給調整を受けることがあります。

Q 最近では、病気等で長期間の休職による傷病手当金の請求が増えており、傷病手当金の重要性を認識しているところですが、法定給付としてこれら支給期間等などは法律で定められていますので、ご理解いただきたいと思えます。

Q 附加給付のうち一部負担金払戻金の基礎控除額25,000円については、今後、見直しがあるのかお聞かせいただけますか。

A 地方公務員共済組合の事業運営については、総務省福利課長通知で「短期給付に関する事項の附加給付の給付水準等については、短期給付財政の厳しい状況等を踏まえたコスト意識の喚起、対象となる者とならない者の負担の均衡、他の医療保険制度との均衡を十分勘案して適正に定めること」とされており、附加給付の水準を見直す場合の基準について、平成24年2月9日開催の地方公務員共済組合協議会短期給付部会における各地方公務員共済組合から総務省に対する要望を受けて、官民均衡に配慮した附加

給付の望ましい水準が示されております。

Q それによれば、一部負担金の基礎控除額を法定給付である高額療養費の所得区分にならない上位所得者と一般所得者に分け、「給料月額424,000円以上の組合員について基礎控除額を50,000円」とし、「給料月額424,000円未満の組合員は、現行の基礎控除額25,000円」とすることとされていますので、今後、附加給付水準等の見直しについて、平成25年度事業計画及び予算策定に向けて組合会議員の皆さまにご協議をお願いすることとなっております。

年金関係

Q 年金の一元化後、共済掛金は厚生年金の保険料の計算方法と同様に標準報酬に基づき算定するのをお教えいただきたい。

A 厚生年金の標準報酬決定の仕方と同様の方法で、共済年金も標準報酬が決定されます。既に国家公務員は標準報酬制を取り入れておりますので、これに使用されているシステムを参考に、地方公務員も標準報酬に係るシステムを開発することになると思われます。

Q 共済年金と厚生年金との一元化の時期、また、掛金の額に変更があるのか教えてください。

A 年金の一元化は、平成27年10月から実施されます。また、共済年金の保険料率は、平成21年の財政再計算により、毎年、9月に引き上げが行われており、現在15.862%となっています。

平成26年の次期財政再計算時に、それ以後の保険料率が決められ、平成30年に厚生年金と同じ18.3%に統一される予定となっています。



西条市



内子町

保健事業関係

Q 脳ドックの利用は3事業年度に1回と限定されています。希望者も多いと思われるので見直すことはできないでしょうか。

A 脳ドックは、実施機関が少なく、各機関とも1日1〜2人、週2〜3日の実施といった状況であり、受入枠が少ないことから、現在の条件(50歳以上、3事業年度に1回)で実施しているものです。

事業として一定の線引きも必要と考
えておりますので、今後、組合会議員

の皆さまのご意見などをお伺いしながら検討したいと思います。

Q 人間ドック等契約健診機関は、特定健診実施機関に比べ明らかに少ないと思います。ドック受診は、その後の精密検査などの足掛かりにもなり、かかりつけ病院などへの誘因にもなりかねず、幅広く医療機関に契約の機会を与えるべきではないでしょうか。

A 特定健診は、厚生労働省が定めた検査項目を県医師会、全国規模での病院の団体と全保険者が集合契約という形で契約して実施しているもので、検査内容も違いますので、特定健診の契約機関と人間ドック等の契約機関の数は単純に比較できません。最近、新規に指定した健診機関は、三豊総合病院、順風会健診センター、尾道総合病院などですが、指定に当たっては、健診機関として所属所単位でまとまった要望があること、一定数の利用者が見込まれること、特定健康診査、事業者健診の検査項目を包含しており助成事業に対応した事務が遺漏なくでき、健診結果の本組合へのデータ提供が適正に行えることなど、諸条件が合致する必要があります。これらの要件が合う機関があれば指定を検討

したいと考えます。

Q 申込み後の人間ドック健診機関の変更と追加募集について教えていただきたい。

A その年度に申込みを行った人間ドック健診機関の変更については、共済組合と健診機関との信頼関係により早期に受診枠を確保いただいていることから、安易に健診機関を変更することは適当ではないと考えております。なお、やむなく日程を変更する場合は、利用券にも記載してありますが、健診機関の了解を受けたうえで必ず受診していただきますよう、ご協力をお願いします。

また、追加募集の件については、4月期などの新規資格取得者、人事異動等による他共済組合からの異動など、人間ドックの受診機会が得られない場合について、検討したいと思えます。

Q 人間ドック等利用助成の対象項目にPET検査を加えていただきたい。

A PET検査は、がんの早期発見に役立つ最先端医療技術の新しい検査方法と言われておりますが、県内におけるPET検査設備がある健診機関は数箇所しかありません。PET検査を助成対象項目に加えた場合、受診枠が少なく、高額な健診検査

料金となり、健診機関の地域格差が生じることとなります。

人間ドック助成については、組合員等が幅広く受診機会を得られ、格差のない健診を受けられる事業と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

Q 現在、被扶養者の人間ドックは、1日ドックとなっているが、1泊2日ドックも認めていただきたい。

A 年々人間ドックの利用者数が増える状況下、限られた財源の中で希望者全員がご利用いただけることを前提に、これまで再三にわたる年齢や負担額について見直しを行った結果、被扶養者の利用については、30歳以上で1日ドックとなった経緯があります。

他県の共済組合では、被扶養者については配偶者のみといったところもございまして、ご理解をいただきたいと思います。



Q

特定健康診査・特定保健指導の利用率及びメタボ該当者の減少率等が低い場合、平成25年度から医療保険者に対しペナルティーが課されると聞いているが、その内容について教えていただきたい。また、このことについて組合員に周知し、さらに利用促進を図るべきではないでしょうか。

A

特定健康診査・特定保健指導の利用率、メタボ該当者の減少率が低い場合に、結果として、医療保険者である共済組合が拠出している後期高齢者支援金が10%の範囲で加算・減算されることになっています。

当初は、利用率、実施率、減少率に依じてどの考えでありましたが、最近公表された「高齢者医療制度の見直し」についての最終取りまとめでは、全く実施していない医療保険者に対してのみペナルティーを行うとなっており、今後更に検討されるのではないかと考えております。

組合公報では、特定健康診査等の利用率などの状況によつては、組合員の皆さまの掛金・負担金に跳ね返ることとなることをお知らせしておりますが、今後、機会を捉えて所属所の共済担当者の方への説明、医療費通知の際などにも周知するようにしたいと考えております。

えっております。

Q

禁煙に向けて努力している組合員に対し、助成制度を検討されてはどうでしょうか。（禁煙外来受診、らくらく禁煙コンテスト参加など）

A

特定健康診査・特定保健指導においても、喫煙のリスクは度々指摘されていますが、現在の社会情勢の中では、市民感情や組合員感情にも配慮した助成をすることが重要であると考えておりますので、「禁煙に向けての助成」は難しいと思われま

Q

1年間保険診療を受けなかった組合員及び被扶養者に対し、記念品の贈呈を検討してはどうでしょうか。

A

以前、健康組合員・健康家庭を表彰する事業を実施していましたが、保険診療による早期発見・早期治療を妨げることが懸念されること、また医療費の削減効果もあまり期待できなかったことから、平成19年度にこの事業を廃止した経緯もありますので、保険診療を受けなかった組合員等に対して記念品を贈ることは難しいと思われま

Q

年1回のインフルエンザ予防接種補助を年2回まで補

助していただきたい。また、はり・きゅう施術料助成にあん摩、マッサージ料も含めていただきたい。

A

インフルエンザ予防接種補助は、請求実績もあり、医療費抑制効果も期待できますが、保健事業全体のバランスや財政的な状況を考慮し、今後検討していきたいと思

また、あん摩、マッサージの利用補助については、総務省から「事業の実施に当たつて、住民の疑念を招かないように、個別の事業ごとにその必要性及び内容について十分に吟味したうえ、適切に行うこと」との指導がありますので、新たな補助は難しいものと思われま



伊予市

宿泊関係

Q

えひめ共済会館ホームページでは、2か月先まで予約可能となっておりますが、センター試験が実施される日などは、受験のための宿泊施設を探しています。理由等がある場合は、1年前から先行予約できるようにしていただきたい。

A

電話での予約につきましては、従来から、宿泊、会議室及び宴会の利用ともに「利用月の12か月前の初日」から予約を承っておりますが、インターネットでの予約につきましては、えひめ共済会館ホームページは「6か月前から」、また、楽天トラベルは「6か月前から」の予約となっております。

ご指摘のありましたえひめ共済会館ホームページにつきましては、「電話での予約につきましては1年前から予約を承る」旨、新たに明示し、周知いたしました。



貯金事業関係

Q 定期預金や国債、地方債などで運用されているようすが、その内訳等を教えていただきたい。また、銀行等が破綻した場合、組合員の預金はどうなりますか。

A 貯金経理の資産は、平成23年度末で573億円となっております。その内訳は、預金が5行合計202億円、有価証券が368億円、物産経理への長期貸付金などが3億円となっております。有価証券は国債93億、地方債44億、公営企業債22億、社債56億、諸債券92億、公社債投信9億、円建外債52億となっております。また、株式運用はできない規定になっております。

なお、毎年、共済日より4月号に予算の運用計画を掲載しておりますが、今後は、決算の資産構成につきましても、共済日よりお知らせしたいと考えております。

銀行が破綻した場合の共済貯金につきましては、共済組合は預金保険機構の対象の金融機関ではありませんので、1000万円を限度として預金を保護するペイオフの取扱いは適用されません。共済組合ではリスクを最小限に抑えるため、取引金融機関の格付、自己

資本比率、決算状況などに注意しながら運用しております。有価証券につきましても安全を重視した運用に努めており、組合会議員や監事の皆さまには組合会や監査などの際に報告を行っております。

また、万一に備えて欠損金補てん積立金を積み立てており、積立金を含めた剰余金の合計は、平成23年度末で38億円となっております。

なお、ペイオフにつきましても、本組合ホームページに掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

Q 臨時増額貯金とは別に、期末手当からも控除して払い込める方法を検討していただきたい。

A 払込手数料の自己負担が必要な場合などは期末手当からの控除を行っている組合もありますが、実施している組合では、控除額が不足するなどのトラブルも発生しており、課題もあるかと考えております。本組合では、組合員皆さまの大切な貯金を限られた時間、人員で、正確な入出金残高管理を行っておりますので、現在のところは、臨時増額貯金での払込みをお願いしたいと思います。今後、事務の窓口となります所属所の状況・ご意見をお伺いし、6月・12月の期末手当及び給料に係る円滑な貯金の事務処

理が可能なのか、事務に支障はないのを見極めながら検討したいと考えております。



西予市

物資供給事業関係

Q 物資供給事業の利用件数が減少しているが、今後の事業の見通しについて教えていただきたい。

A 物資供給事業の利用件数、利用金額は、年々減少してまいりました。平成23年度の利用件数は200件を下回り、利用金額も2億3000万円にまで減少しています。このような中、破産や民事再生などによる貸付事



伊方町

故が増加し、保険料の支払額が増えたため、収支が悪化し、物産経理は平成17年度から平成23年度まで赤字決算が続いています。このため、物資供給事業に要する資金の借入先を、平成23年度から3年間かけて段階的に、預託金管理経理(年金資金)から貯金経理の積立資金へ切替えることにより、その借入利息を減らし、収支の改善を図ることとしています。

今後の利用状況や収支状況を踏まえ、来年度以降において、事業の存廃を含めて検討することとしています。

特定健康診査及び特定保健指導の実施状況について



平成20年度から始まりました特定健康診査及び特定保健指導について、平成23年度の実施状況(平成24年10月24日国への報告分)がまとまりましたので、概況をお知らせします。

昨年の報告時と比べると、組合員の特定健康診査受診率が増加傾向に転じたのに比べ、被扶養者の受診率は減少傾向になっています。特定健康診査・特定保健指導は、ご自身の健康管理・生活習慣の改善に役立つだけでなく、増え続ける医療費の抑制効果も期待できますので、積極的に受診・利用していただくようお願いします。

また、喫煙に関する事項では、喫煙者の割合は減少傾向にあるものの、組合員の喫煙者の割合が24.9%と依然として高い喫煙率となっています。

集計事項			全体(任継組合員を含む)			現職組合員			現職組合員の被扶養者		
			23年度	22年度	増減	23年度	22年度	増減	23年度	22年度	増減
特定健康診査	特定健康診査対象者数 ①	(人)	13,464	13,684	-220	9,313	9,353	-40	3,645	3,782	-137
	特定健康診査受診者数 ②	(人)	10,824	10,554	270	8,808	8,408	400	1,843	1,955	-112
	健診受診率 ②/①	(%)	80.4	77.1	3.3	94.6	89.9	4.7	50.6	51.7	-1.1
	評価対象者数 ※1 ③	(人)	10,850	10,642	208	8,834	8,496	338	1,843	1,955	-112
内臓脂肪症候群	内臓脂肪症候群該当者数 ④	(人)	1,545	1,476	69	1,422	1,345	77	100	103	-3
	内臓脂肪症候群該当者割合 ④/③	(%)	14.2	13.9	0.3	16.1	15.8	0.3	5.4	5.3	0.1
	内臓脂肪症候群予備群者数 ⑤	(人)	1,347	1,390	-43	1,225	1,272	-47	102	95	7
	内臓脂肪症候群予備群者割合 ⑤/③	(%)	12.4	13.1	-0.7	13.9	15.0	-1.1	5.5	4.9	0.6
服薬中の者	高血圧症の治療に係る薬剤の服用者割合	(%)	13.4	13.5	-0.1	13.7	13.5	0.2	11.2	12.5	-1.3
	脂質異常症の治療に係る薬剤の服用者割合	(%)	8.5	8.6	-0.1	8.6	8.5	0.1	8.0	8.4	-0.4
	糖尿病の治療に係る薬剤の服用者割合	(%)	3.4	3.4	0.0	3.7	3.8	-0.1	1.8	2.0	-0.2
特定保健指導	積極的支援の対象者数 ⑥	(人)	1,331	1,349	-18	1,265	1,276	-11	52	53	-1
	積極的支援の終了者数 ※2 ⑦	(人)	307	205	102	306	204	102	1	0	1
	動機付け支援の対象者数 ⑧	(人)	886	894	-8	747	779	-32	126	107	19
	動機付け支援の終了者数 ※2 ⑨	(人)	84	94	-10	69	85	-16	15	8	7
	特定保健指導の対象者数 ⑥+⑧	(人)	2,217	2,243	-26	2,012	2,055	-43	178	160	18
	特定保健指導の終了者数 ⑦+⑨	(人)	391	299	92	375	289	86	16	8	8
喫煙	喫煙者数 ⑩	(人)	2,307	2,424	-117	2,202	2,315	-113	76	82	-6
	喫煙者の割合 ⑩/③	(%)	21.3	22.8	-1.5	24.9	27.2	-2.3	4.1	4.2	-0.1

※1 特定健康診査受診者数に、全ての検査項目は受診できなかったものの階層化が可能であった受診者数を含みます。

※2 前年度の特定健康診査の結果に基づく特定保健指導の利用者で、前年の国への報告後に終了したものを含みます。

入学・修学 貸付のご案内

教育資金の
借入れを
お考えの方に

共済組合には、入学・修学に係る貸付制度があります。ご利用ください。

	入学貸付 申込受付中です	修学貸付 2月下旬から受付します
	入学時に要する諸費用（入学金・教科書代・授業料・家賃等）の資金の貸付	入学後の修学に要する諸費用（授業料・家賃等）の資金の貸付
限度額	○給料月額6か月分以内（申込みは、1万円単位で200万円を限度とします。） 	○修業年限の年数に相当する月数1月につき、10万円以内（申込みは、1万円単位で1学年につき年額120万円を限度とします。） [毎年3月又は4月に1年分を申し込むのを原則とし、5月以降の申込みは、申込みの翌月から起算し、当該貸付を行う事業年度の残月数分の貸付になります。]
償還方法	○貸付を受けた月の翌月から毎月元利均等償還（最高120回） ○申出により修業年限（貸付月の翌月から起算）を限度として元金の据え置きができます。（元金据置期間中は利息分のみの支払い）	○修学が終了した月の翌月から毎月元利均等償還（最高150回） ○修学期間中は元金据え置き（元金据置期間中は利息分のみの支払い）
添付書類	○合格通知書又は入学許可証（据え置きを希望する場合は、申立書を提出してください。） ○入学金、教科書代、授業料、家賃等が確認できる書類等	○在学証明書（入学前の場合は、合格通知書又は入学許可証を提出し、入学後に在学証明書を提出してください。） ○授業料、家賃等が確認できる書類等

○貸付利率は、年2.72%（変動）です。
※貸付規程の本則利率の改正や財政融資資金利率の変動に伴い変動します。
※保険料の一部負担年0.06%を含んでいます。
○毎月の償還額（他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。）が給料月額の30%を超える場合、又は年間の償還額（他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。）が年収の30%を超える場合は、貸付を受けられません。
～（お申込み）は各所属所の共済事務担当課（係）まで～

■毎月償還表〔抜粋〕 (平成25年1月1日現在)

入学貸付（年利2.72%）			修学貸付（年利2.72%）		
貸付額	償還月額	償還回数	貸付額	償還月額	償還回数
50万円	8,922円	60回	*120万円	13,923円	96回
*100万円	12,295円	90回	*240万円	21,058円	132回
*150万円	15,674円	108回	*360万円	28,338円	150回
*200万円	19,055円	120回	*480万円	37,783円	150回

*貸付額が100万円以上のときは、ボーナス併用償還の選択も可能です。

共済貯金の利息に「復興特別所得税」が課税されます

平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布され、復興特別所得税及び復興特別法人税が創設されました。

これにより、平成25年1月1日以降に支払われる給与所得や預金利息などに対して復興特別所得税（＝所得税×2.1%）が追加課税され、共済貯金の利息についても次のとおり源泉徴収されることとなります。

期間	平成24年12月31日まで		平成25年1月1日から	
源泉徴収税率	所得税	15%	所得税及び復興特別所得税	15.315%
	地方税	5%	地方税	5.000%
	合計	20%	合計	20.315%

- ◆利息計算の対象期間にかかわらず、平成25年1月1日以降に現に受け取ることとなる利息に対し、所得税・地方税合わせ一律20.315%が源泉徴収されます。
- ◆障害者等に係る少額貯蓄非課税制度（マル優）の適用により所得税が非課税となっている貯金利息に対しては、復興特別所得税についても課税されません。
- ◆復興特別所得税制度についての詳細は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

●共済貯金に加入しませんか？●

比べてください
普通貯金なのに
有利な年利1.0%

(税引後年利0.79685%・1月1日現在)

共済貯金は、出し入れ自由な普通貯金です。いつでも指定金融機関の窓口から預け入れができ、給料天引きによる預け入れもできますので、将来に備えた計画的な貯蓄が可能です。定期預金とは違い、払戻しも毎週行っており、手数料等を払うことなく払戻しと解約ができますので大変便利です。

ご加入のお申込みは、所属所の共済事務担当課（係）までお申し出ください。

共済貯金の払戻しスケジュールは、共済組合ホームページでご確認ください。



ローンで自動車等のご購入をお考えの方に



償還利率
年2.9%(変動)

物資供給事業をご利用ください

簡単 便利 低利

★ 簡単 4STEP

共済組合の物資供給事業指定店では、自動車等の購入に当たり、共済組合立替払い(ローン)が、**簡単4STEP**でご利用できます。

★ 選べる 便利 な償還(返済)方法

支払忘れのない給与天引きで、毎月償還分は60回以内、賞与償還分は共済組合立替金額の半分以内を償還期間内で自由に設定でき、償還期間中に手数料無料で一部・全部の繰上償還もできます。

★ 比べてください 低利 な償還利率

平成25年1月1日現在、**年利2.9%**(変動金利^{※3})で別途保証料等は徴収いたしません。

注意事項

- ※1: 指定店については、共済組合ホームページでご確認ください。
- ※2: 利用限度額は200万円で、未償還元金がある場合は、その金額を200万円から差し引いた金額が限度額となります。また、共済組合の貸付事業及び物資供給事業の毎月償還額の合算額(新規利用分を含む。)が給料月額^{※3}の30%を超える場合、又は年間償還額の合算額(新規利用分を含む。)が年収の30%を超える場合はご利用できません。
- ※3: 物資供給規程の本則利率の改正や財政融資資金利率の変動に伴って、償還途中であっても償還額が変更される場合があります。
- ※4: 過去に貸付事業・物資供給事業の規定に違反している場合、給料等の差し押さえを受けている、又は債務超過により返済が困難と認められる場合、その他利用が不適当と認められる場合等はご利用できません。

☐●●お願い●☐

貸付事業及び物資供給事業のご利用に当たっては、収入と借入のバランスを考えた返済計画を立ててください^{※4}。

STEP 1

物資購入票



○所属所の共済事務担当課(係)で物資購入票(4部複写)を受け取り、氏名等を記入・押印してください、利用可能であれば、共済事務担当者が署名・押印いたします。

STEP 2



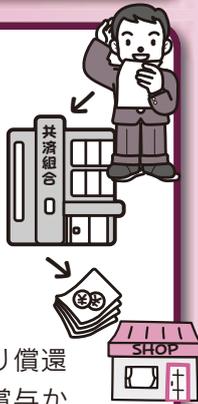
○物資供給事業契約業者(指定店)^{※1}に共済組合の物資供給事業を利用する旨を伝え、物資購入票に購入商品名・共済組合立替金額^{※2}等を記入し、契約業者に確認印をもらって、業者控を除く3部を受け取ってください。

STEP 3



○契約業者から納品(納車)されます。

STEP 4



○納品後は速やかに、物資購入票に受領印を押印、希望支払方法等を記入して、組合員控を除く2部を共済事務担当者にお渡しください。うち1部が共済組合へ提出され、契約業者に確認後、共済組合から契約業者に直接送金いたします。

○決定された償還回数で、元利均等償還により償還額を計算し、決定月の翌月から、給料及び賞与からの天引きで償還(返済)していただきます。

■ 物資指定店 (追加・変更・取消)

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
追加	H24.9.21	今治新菱自動車(有)	今治市近見町1丁目3-12	(0898) 32-5269	自動車 (車検含む)
社名 変更	H24.9.18	新: (株)日吉自動車 ↑ 旧: 日吉自動車整備工場	北宇和郡鬼北町上鍵山91	(0895) 44-2656	自動車
取消	H24.9.30	(株)スリースリー・カーセンター			自動車
取消	H24.10.31	(株)平井アート			貴金属



本年もえひめ共済会館をよろしくお願いいたします

新年明けましておめでとうございます



写真は和会席4,500円



写真は和洋卓料理(8人盛)4,500円



写真は和洋コース4,500円

おすすめ料理

- ・和会席 3,500円～4,500円 (すべて税込価格)
- ・和洋卓料理 3,500円～4,500円
- ・和洋コース 3,500円～4,500円

飲み放題

お一人様 **1,500円** (税込)
 瓶ビール・日本酒・焼酎
 チューハイ・ソフトドリンク
 ワイン・ウイスキー
 ノンアルコールビール



※その他ご予算に合わせた各種料理・鯛コースもご用意させていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

宿泊予約状況(12月12日現在)

● 余裕あり ▲ あと僅か ✕ 満室

1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	●	●	✕	✕	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
	●	●	●	●	●	●	●	●	✕	●	●	●	●	●	●
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●		

「四国4県共済会館・宿泊施設合同キャンペーン」

「四国旅劇場」

平成25年3月31日まで

どこに宿泊されても 1日目 お一人様 1泊2食付 7,500円(税込)

2日目 10%off 3日目 50%off 4日目 無料

巡れば巡るほどお得になる!!
詳しくはホームページをご覧ください。

ご予約はお電話にて好評承り中!!

ご予約・お問い合わせは.....

えひめ共済会館

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>



「四国旅劇場」のスタンプについて

ご好評をいただいております「四国旅劇場」は平成25年3月31日をもちまして終了させていただきます。つきましては、現在お手持ちのスタンプは、平成25年4月1日以降はご利用できませんのでご注意ください。なお、只今第2弾の企画を検討しておりますので、ご期待ください。

—組合の現況—

(平成24年11月末現在)

◎所属所数	43
◎組合員数	14,991人
男	9,765人
女	5,226人
◎平均給料月額(短期)	318,163円
◎被扶養者数	18,049人
(含任継)	内250人
◎任意継続組合員	335人
◎年金受給者数	16,631人

大川嶺の霧氷(久万高原町)

表紙によせて

大川嶺は、四国カルストの北部に位置する笠取山を最高峰とする山塊です。

笹で覆われた緑の高原がなだらかな稜線で繋がり、春には新緑、初夏にはツルギミツバツジの群生、秋にはススキなど四季折々の美しい風景が楽しめます。

冬には、気温が氷点下になると、空気中の過冷却水滴や水蒸気が樹木や植物に凍結してできる霧氷が見られるようになり、訪れたカメラマンは、その自然が織り成す芸術的な美しさと壮大さに寒さを忘れてしまいます。